

ID: 141

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	特別設備等の許可		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例 第12条		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (特別設備の制限) 第12条 利用者は、文化センターの利用に当たり、特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日